平成２５年（フ）第１２０２号
横浜市磯子区岡村８丁目21番19―512号
債務者　横尾　順子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２５３号
横浜市青葉区あざみ野南２丁目１番地４　ローレルあざみ野315
債務者　奈良　芽美
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２７３号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目20番地１　くぬぎの森Ⅰ―202号
債務者　石藏三千男
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９４号
横浜市南区白金町１丁目20番地２　ライオンズマンション伊勢佐木町リバーサイド501
債務者　須藤　範幹
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４２３号
横浜市青葉区すすき野３丁目３番地２　すすき野団地17棟504号
債務者　一后　健史
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８５６号
横浜市鶴見区北寺尾６丁目32番17―103号
債務者　會田　　賢
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２６６号
横浜市神奈川区菅田町1137番地　パナハイツ小川Ａ202号
債務者　羽柴絵里香
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２３号
静岡県浜松市中区名塚町217番地　レオパレスＮＡＺＵＫＡ203、前住所静岡県浜松市南区安松町74番地の８
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４０号
静岡県浜松市中区野口町396番地の２　モナムール野口Ａ棟103号
債務者　青木　清子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
岐阜県高山市八軒町２丁目38番地
債務者　上林美智子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第８３８３号
東京都青梅市千ヶ瀬町４丁目348―１―217
債務者　比内　宏彰
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６５号
横浜市戸塚区品濃町48番地97　フラットしなの102号
債務者　川邊　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２６７号
大阪府東大阪市山手町２番６号　102号
債務者　内田　有紀（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４６３号
大阪府大東市北条３丁目12番４号　106号
債務者　滝口　謙次
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７７号
大阪市中央区東平２丁目３番３号　村上ビル４階
債務者　村上　律子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部